原議保存期間	5年(平成37年3月31日まで)
有 効 期 間	- 種 (平成37年3月31日まで)

各地方機関の長 各都道府県警察の長 警察庁丙運発第13号 平成31年4月5日 警察庁交通局長

運転免許証の更新手続の簡素合理化及び更新時講習の運営改善について

国民皆免許時代の今日において、安全で快適な交通社会を確立していくためには、 交通の安全を図りつつ運転者の立場を十分考慮した諸施策の推進を図り、運転者の理 解と共感に支えられた交通行政を展開していくことが必要である。

中でも、大量の運転者を対象とする運転免許証の更新については、更新手続に係る運転者の負担を軽減するとともに、運転者に対する再教育を適切に実施する必要がある。

このため、下記により、運転者の利便を図るための更新手続の簡素合理化を推進するとともに、更新時講習の充実及び合理化を図ることとしたので、各都道府県警察においては、この趣旨に沿って速やかに必要な措置を講じ、その実を挙げるよう努められたい。

記

第1 推進事項

- 1 運転免許証の即日交付制度の推進
- (1) 運転者の利便及び更新時講習の充実を図るため、運転免許証の即日交付制度を推進すること。
- (2) 即日交付制度を推進するため、施設の整備を図る必要のある都道府県においては、関係機関に対する働き掛けを更に強化すること。
- (3) 即日交付制度の対象地域は、交通の利便、住民の要望等を考慮して設定すること。

また、対象地域の拡大を図るため、サブセンター等の整備を促進すること。

2 日曜日窓口の開設

運転者の利便を図るため、日曜日においては、各都道府県内に少なくとも1箇 所の更新手続のための窓口を開設すること

- 3 特別講習及び特別学級の推進
- (1) 更新時講習の充実を図るため、受講者の態様に応じた特別学級の編成を推進すること。
- (2) 更新時講習の充実を図るため、講習内容の見直しを積極的に行うとともに、講師の資質の向上に努めること。
- 4 無事故違反者等に対する警察署窓口の開設
- (1) 簡素な講習の対象となる無事故無違反者及び特定任意講習受講済みの者(以

下「無事故無違反者等」という。)の利便を図るため、即日交付制度の対象地域内においても、必要に応じ、警察署等に更新手続のための窓口を開設すること。

また、今後、即日交付制度を実施する地域においても、無事故無違反者等の利便を図るため、必要に応じ、警察署等窓口を引き続き確保すること。

(2) 無事故無違反者等については、運転免許証の郵送により、1回の来所で手続を終了することができるように配意すること。

第2 基本的留意事項

1 体制の確立

業務処理体制の検討及び組織の総合的運用により必要な要員を確保するとともに、施設及び各種機材の速やかな整備に努めること。

- 2 教養の徹底
- (1) 全警察職員に対し、今回の施策の趣旨及び内容について指導教養を徹底すること。
- (2) 更新業務に従事する警察職員に対しては、更新業務に習熟するよう特に事前 の指導教養を徹底するとともに、公衆接遇の改善及び事務処理の迅速化につい ても十分指導教養すること。
- 3 広報活動の徹底 あらゆる広報媒体を積極的に活用し、施策の内容について広く一般に周知徹底 すること。
- 4 関係団体等との連携

関係団体等に対し、施策の趣旨及び内容について十分説明し、関連事務の処理 及び講習の実施体制が整備充実されるよう積極的に働き掛けること。